

○三笠市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日

29 三保第 125 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三笠市（以下「市」という。）における介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(総合事業の構成)

第 3 条 市は、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 訪問介護相当事業
- (2) 総合事業訪問型サービス A

2 市は、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 通所介護相当事業
- (2) 総合事業通所型サービス A

3 市は、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を実施するものとする。

4 市は、法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）として、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

(訪問介護相当事業の内容)

第 4 条 訪問介護相当事業においては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 5 条第 1 項に規定する訪問介護員等（以下「訪問介護員等」という。）による身体への介護（以下「身体介護」という。）又は日常生活上の援助（以下「生活援助」という。）に関するサービスを行う。

- 2 訪問介護相当事業は、市長が指定した事業者が提供するサービスの利用者に対し第1号事業支給費を支給する方法により実施する。

(総合事業訪問型サービスAの内容)

第5条 総合事業訪問型サービスAにおいては、身体介護は行わず、訪問介護員等又は市長が指定した研修を修了した者による生活援助及び見守り等に関するサービスを行う。

- 2 総合事業訪問型サービスAにおいて行うサービスは、1回当たり45分以上とする。
- 3 総合事業訪問型サービスAは、市長が指定した事業者が提供するサービスの利用者に対し第1号事業支給費を支給する方法により実施する。

(通所介護相当事業の内容)

第6条 通所介護相当事業においては、身体介護及び調理や掃除、洗濯等の生活機能や身体機能向上のための訓練を行う。

- 2 通所介護相当事業は、市長が指定した事業者が提供するサービスの利用者に対し第1号事業支給費を支給する方法により実施する。

(総合事業通所型サービスAの内容)

第7条 総合事業通所型サービスAにおいては、身体介護を行わず、主に見守りやレクリエーション、行事等を通じた機能向上訓練を行う。

- 2 総合事業通所型サービスAにおいて行うサービスは、1回当たり3時間以上とする。
- 3 総合事業通所型サービスAは、市長が指定した事業者が提供するサービスの利用者に対し第1号事業支給費を支給する方法により実施する。

(第1号介護予防支援事業の内容)

第8条 介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者の自立支援を目的とし、その心身の状況等に応じて、当該利用者の選択により、市が実施する第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる事業のうち適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から援助を行う。

(介護予防把握事業の内容)

第9条 介護予防把握事業においては、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる活動を行う。

(介護予防普及啓発事業の内容)

第10条 介護予防普及啓発事業においては、介護予防に関する知識又は活動の普及及び啓発を行う。

(地域介護予防活動支援事業の内容)

第11条 地域介護予防活動支援事業においては、地域における住民が主体となる介護予防活動を育成し、又は支援する。

(一般介護予防事業評価事業の内容)

第 12 条 一般介護予防事業評価事業においては、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

(地域リハビリテーション活動支援事業の内容)

第 13 条 地域リハビリテーション活動支援事業においては、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域住民が集団で行う自主的な活動にリハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防のための運動指導をすること。
- (2) 地域における介護予防の取組みを強化するため、リハビリテーション専門職等の第 1 号事業を行う事業者への関与、リハビリテーション専門職等が参画する地域ケア会議及びサービス担当者会議を開催すること。

(事業者の指定)

第 14 条 訪問介護相当事業、総合事業訪問型サービス A、通所介護相当事業及び総合事業通所型サービス A (以下「訪問介護相当事業等」という。)に係る事業者の指定は、都道府県知事(指定都市及び中核市の長を含む。)が指定する指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者であって、別に定める指定に関する基準を満たすものに対して行うものとする。

(事業の委託)

第 15 条 市長は、市が実施する第 3 条第 3 項及び第 4 項に掲げる事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(対象者)

第 16 条 市が実施する第 3 条第 1 項から第 3 項に掲げる事業(以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。)を利用することができる者は、被保険者(市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。次項において同じ。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要支援認定を受け、居宅において日常生活を営む者であること。
- (2) 第 1 号被保険者(要介護認定を受けた第 1 号被保険者にあつては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間にある者を除く。)のうち、基本チェックリスト(別表第 1)の第 1 号から第 20 号までに掲げる項目のうち 10 項目以上に該当する者、第 6 号から第 10 号までに掲げる項目のうち 3 項目以上に該当する者、第 11 号及び第 12 号に掲げる項目のいずれにも該当する者、第 13 号から第 15 号までに掲げる項目のうち 2 項目以上に該当する者、第 16 号に掲げる項目に該当する者、第 18 号から第 20 号までに掲げる項目のうち 1 項目以上に該当する者又は第 21 号から第 25 号までに掲げる項目のうち 2 項目以上に該当する者(2 回以上にわたり当該項目の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該項目の該当の有無の判断の際に当該項目に該当した第 1 号被保険者。以下「事業対象者」という。)

- 2 一般介護予防事業を利用することができる者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(申請)

第17条 市長は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者（前条第1号に掲げる者を除く。以下「申出者」という。）に、基本チェックリスト（別記第1号様式）を提出させるものとする。

- 2 市長は、基本チェックリストの提出があったときは、申出者と面接を行うことによりその内容を確認するものとする。ただし、申出者が入院中である場合、外出に支障がある場合等は、別の方法により基本チェックリストの内容を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認の結果、事業の該当又は非該当を申出者に通知するものとする。
- 4 市長は、介護予防ケアマネジメントを利用しようとする者に、介護予防ケアマネジメント依頼届出書（別記第2号様式。以下「依頼届」という。）を提出させるものとする。
- 5 市長は、依頼届の提出があったときは、その内容を確認し、相当と認めるときは、依頼届を提出した者に係る情報を受給者台帳に登録するとともに、介護予防ケアマネジメントの利用対象者である旨を記載した被保険者証及び負担割合証を発行するものとする。

(訪問介護相当事業等における利用限度)

第18条 訪問介護相当事業等の利用は、別表第2に定める費用単位数の総数が別表第3に掲げる支給限度基準額に係る単位数に至るまでに限るものとする。

(訪問介護相当事業等に係る費用)

第19条 市長は、指定した事業者（以下「指定事業者」という。）が訪問介護相当事業等を実施したときは、当該指定事業者に、訪問介護相当事業等単位数に別表第2の1単位当たりの単価を乗じて得た額（以下「訪問介護相当事業等に係る費用」という。）を第1号事業支給費として利用者及び市に対し請求させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、訪問介護相当事業等の利用者をして、当該訪問介護相当事業等に係る費用の100分の10に相当する額（当該利用者が法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の20、法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては100分の30に相当する額）を当該訪問介護相当事業等を実施した指定事業者に支払わせるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、当該訪問介護相当事業等に係る費用の100分の90（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70）に相当する額を当該利用者に代わり、当該指定事業者に支払うものとする。
- 4 市長は、前項に規定する審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき北海道知事の許可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）に委託するものとする。

- 5 訪問介護相当事業等の実施により生じる食事代その他の実費額は、利用者の負担とし、指定事業者に徴収させるものとする。

(第1号事業支給費の給付申請等)

第20条 市長は、法第66条第1項の規定により支払方法の記載の変更を受けた者であって、第1号事業支給費に係る給付を受ける者に、サービスに要した費用に関する証拠書類その他必要書類を添えて第1号事業支給費支給申請書(別記第3号様式)を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、給付の可否及びその額を決定し、第1号事業支給費償還払い支給決定書(別記第4号様式)又は第1号事業支給費償還払い不支給決定書(別記第5号様式)によりその申請者に通知するものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第21条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、要支援認定を受けた被保険者及び事業対象者のうち居宅において支援を受ける者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 市長は、第1号事業支給費の額の特例を受ける者に、被保険者証を添えて第1号事業利用者負担額減額・免除申請書(別記第6号様式)を提出させるものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、第1号事業給付割合の変更の可否及びその内容を決定し、第1号事業利用者負担額減額・免除決定通知書(別記第7号様式)によりその申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により第1号事業給付割合を変更したときは、その申請者に対し第1号事業利用者負担額減額・免除認定証(別記第8号様式)を交付する。
- 5 第1号事業支給費の額の特例に関する基準は、三笠市介護保険条例等施行規則(平成12年規則第14号)第23条の規定を準用する。
- 6 法第60条に規定する予防給付の額の特例を受けている要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(介護予防ケアマネジメントに係る費用)

第22条 介護予防ケアマネジメントに係る費用は、別表第4に掲げる費用単位数に同表の1単位当たりの単価を乗じて得た額とする。

(高額総合事業サービス費の支給)

第23条 市長は、訪問介護相当事業等の利用に係る利用料の合計額が著しく高額となる者に対し、高額総合事業サービス費を支給する。

- 2 市長は、高額総合事業サービス費の給付を受ける者に、高額総合事業サービス費支給申請書(別記第10号様式)を提出させるものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、給付の可否及びその額を決定し、高額総合事業サービス費支給決定通知書(別記第11号様式)又は高額総合事業サービス費不支給決定通知書(別記第12号様式)によりその申請者に通知するものとする。

- 4 高額介護等サービス費（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費をいう。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額総合事業サービス費の支給額は、当該高額介護等サービス費の支給額を算定した後に算定するものとする。
- 5 高額総合事業サービス費の支給の要件、支給額の算定方法その他の高額総合事業サービス費の支給について必要な事項は、法第 61 条の規定による高額介護等サービス費の支給の例による。

（高額医療合算総合事業サービス費の支給）

第 24 条 市長は、訪問介護相当事業等の利用に係る利用料及び医療保険の自己負担額が家計に与える影響が大きい者に対し、高額医療合算総合事業サービス費を支給する。

- 2 市長は、高額医療合算総合事業サービス費の給付を受けようとする者に、高額医療合算総合事業サービス費支給申請書兼総合事業自己負担額証明書交付申請書（別記第 13 号様式）を提出させるものとする。
- 3 基準日（介護保険法施行令第 22 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する基準日をいう。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療広域連合（以下この条において「後期高齢者医療広域連合」という。）の被保険者又は医療保険加入者でなくなった場合は、その被保険者又は加入者でなくなった日の前日をいう。以下この項において同じ。）時点で国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している者が、国民健康保険者又は後期高齢者医療広域連合に支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を提出した場合は、前項の申請書の提出に代えることができる。ただし、計算期間（介護保険法施行令第 22 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する計算期間をいう。）内に基準日時点と異なる医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に加入していた者は、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、その期間における第 1 号事業利用者負担額の通知により、その申請者に三笠市介護予防・日常生活支援総合事業自己負担額証明書（別記第 14 号様式）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の証明書の交付を受けた者がその被保険者に係る医療保険者又は後期高齢者医療広域連合による審査を経た後に、高額医療合算総合事業サービス費の支給の可否を決定し、その申請者に高額医療合算総合事業サービス費支給決定通知書（別記第 15 号様式）又は高額医療合算総合事業サービス費不支給決定通知書（別記第 16 号様式）によりその申請者に通知する。
- 6 高額医療合算介護等サービス費（高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費をいう。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額医療合算介護予防・生活支援サービス費の支給額は、当該高額医療合算介護等サービス費の支給額を算定した後に算定するものとする。
- 7 高額医療合算総合事業サービス費の支給の要件、支給額の算定方法その他の高額医療合算総合事業サービス費の支給について必要な事項は、法第 61 条の 2 の規定による高額医療合算介護等サービス費の支給の例による。

（説明事務等）

第 25 条 市長は、可能な限り地域の高齢者の状況把握に努め、支援を必要とする高齢者については、適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスに繋げることとする。

2 市長は、介護予防に関するサービスの利用相談を受け付けた際は、介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請、一般介護予防事業等について説明を行うものとする。この場合において、介護予防・生活支援サービス事業については、その目的や内容、手続等について十分説明を行うとともに、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、要介護認定等を受けずに基本チェックリスト（別記第1号様式）を提出し、その要件確認を受けることにより、迅速な介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能であること。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の利用を開始した後においても、必要なときは要介護認定等の申請が可能であること。

（関係機関との連携）

第26条 市長は、総合事業におけるサービスの提供者（以下「サービス提供者」という。）及び第4条の規定により指定を受けた法人等（以下「実施法人等」という。）、その他関係機関と連携を図り、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

（秘密保持・個人情報の保護）

第27条 市長は、サービス提供者及び実施法人等に、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用させてはならない。この場合において、その守秘義務は、サービス提供後においても同様とする。

（事故発生時の対応）

第28条 市長は、サービス提供者及び実施法人等に、サービスの提供に際し事故が発生した場合は、市及び利用者の家族等に連絡を行わせるとともに、必要な措置を講じさせなければならない。

2 市長は、サービス提供者及び実施法人等に、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録させなければならない。

3 市長は、サービス提供者及び実施法人等に、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わせなければならない。

（苦情処理）

第29条 市長は、利用者又はその家族からの総合事業に関する苦情に迅速に、かつ、適切に対応するために、市に相談窓口を設置する。

2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市長は、総合事業のサービスに関する利用者又はその家族からの苦情等の相談のうち、市で対応できないものについては、北海道国民健康保険団体連合会にその対応を依頼することができる。

4 市長は、指定事業者が行う訪問介護当事業等に関する利用者又はその家族からの苦情申立てに基づく指定事業者に対する調査及び指導助言を、北海道国民健康保険団体連合会に依頼するものとする。

5 市長は、指定事業者に対し、次の各号に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 前項の規定に基づき市長の依頼を受けて北海道国民健康保険団体連合会が行う調査に対する協力をすること。
- (2) 北海道国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (3) 北海道国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(関係帳簿等の保存)

第 30 条 市長は、指定事業者に、その提供するサービスに係る帳簿及び関係書類をサービス提供終了後 5 年間保存させるものとする。

2 市長は、実施法人等に、委託事業に係る帳簿及び関係書類を委託契約期間終了後 5 年間保管させるものとする。

(報告等)

第 31 条 市長は、総合事業におけるサービスの提供に関して必要があると認めるときは、サービス提供者、実施法人等に対して報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(不正な利得の徴収等)

第 32 条 市長は、偽りその他不正な手段によりサービス提供者等が第 1 号事業支給費、委託料又は補助金の支払いを受けたときは、当該支払額の返還を求めることができる。

2 市長は、総合事業の実施に当たり、三笠市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる暴力団又は暴力団関係者については、当該事業の指定及び委託並びに補助は行わない。

(委任)

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(但し、第 19 条においては平成 30 年 8 月 1 日から適用する)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。